No	. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	都市計画・ モノレール 課	令和6度沖縄 都市モノレール 自由通路維持 管理業務	令和6年3 月29日	105,600,000	沖縄都市モノレール株式会社	沖縄県那覇市字安次嶺3 77-2	第167条の2 第1項第2号	同施設の管理はエレベーター及びエスカレーター(以下:EV、ESC)の運行管理があり、閉じ込め事故等の緊急時には駅務員が迅速に対応できる。また、EV、ESCの電力は沖縄都市モノレール株式会社所有の駅舎電力設備から供給されており、同社が一括して電力会社と契約すること、同施設の清掃及び設備保守点検について同社が駅舎と一括して発注することにより、電気料および委託料を安価に抑えることを可能としており、経済面で見ても効果的である。以上の理由により、同社とは自由通路の維持管理について覚書及び協定書を締結しており、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
2	首里城復 興課	首里城公園龍 潭周辺公衆トイ レ新築工事	令和6年1 月12日	74,690,000	有限会社 内盛産業	沖縄県沖縄市高原4-2 6-12-2		一般競争入札にて、予定価格超過により不落となったことから、入札参加者のうち再度入札に応じる意向があった左記契約相手へ見積依頼を行い選定した。	特命随意 契約
3	施設建築課	開邦高校·中学校校舎改築工事(第2期)設計意図伝達業務	令和6年2 月19日		設計 設計共同体	①沖縄県那覇市泊2丁目 6番地1 3階 ②沖縄県那覇市首里大 中町1-41-3 ③沖縄県那覇市銘苅1丁 目11番14号	地方自治法 施行令第167 条の2第1項	当該業務は、開邦高校・中学校校舎改築工事(第2期)の設計意図を正確に伝えることを目的としており、工事請負者等からの質疑等への対応や設計意図の観点からの検討・報告等を行う内容となっている。 本契約の性質上、設計を担当した左記相手方でなければ契約を履行できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。また、沖縄県財務規則139条ただし書きの特別な事情に該当することから、左記相手方1者から見積りを徴し、契約を締結。	・債務によ る複数年 契約 ・特命随意 契約

N	b. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	   契約の相手方の名称 	   契約の相手方の住所 	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	施設建築	玉城青少年の 家解体工事監 理業務	令和6年2 月26日	3,190,000	(有)設計集団閃	沖縄県那覇市泊2丁目1 番地の10	施行令第167	本業務は、玉城青少年の家の解体工事に係る監理業務である。 今回解体予定のある敷地は高低差のある性のの配慮が必要となっている。また、解体工事エリアに隣接して児童ががらいるまた、解体工事が設計となるため、設計のでは、選別では、選別では、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないる。 以上のことから、解体工事の対象となる施設があられることとなる。 以上のことから、解体工事の対象となる施設があられることとなる。 以上のことから、解体工事の対象となる施設があると判断される。 左記相手方は解体工事の実施設計業務を担当しており、現場の状況を十分に把握し、対象を指示及び不き、工事にはなどのでき、大きにはなどのでき、大きにはなどのでき、地方は、大きなのと思慮される。 は上のことから、地方は意契約とする。また、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの特別な事情に該当することから、左記相手方は対象規則第139条第1項ただし書きの特別な事情に該当することから、左記相手方は対象規則を徴し、契約を締結。	•特命随意 契約

No	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	施設建築課	八重山農林高 校普通教室棟 改築工事(解 体)監理業務	令和6年3 月7日	2,508,000	(株)エー・アール・ジー	沖縄県浦添市大平2丁目 19番11号	条の2第1項 第2号	左記相手方は校舎の基本・実施設計業務及	•特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	施設建築課	久米島高校特 別教室棟改築 工事	令和6年3 月29日	375,100,000	久米建設(株)	沖縄県島尻郡久米島町 字大田565	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第8号	本工事は、以下のとおり、入札不調、不落となった経緯がある。 令和6年3月5日 一般競争入札(建築工事、沖縄県内、特A等級又はA等級) 1回目入札で1者中1者が予定価格超過、2回目入札で1者中1者が予定価格超過となり、予定価格範囲内の入札がないため取りやめ。 以上により、再度の入札に付し落札者がいなかったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、再度の入札において最低額を入札した左記相手方から見積りを徴し、随意契約を締結。	・債務による複数年契約 ・特命随意 契約
7		名護高校附属 桜中学校屋内 運動場新築工 事(設備)	令和6年3 月29日	52,690,000	(有)仲建工業	沖縄県国頭郡本部町字 健堅129番地	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第8号	本工事は、以下のとおり、入札不調、不落となった経緯がある。 令和6年3月5日 一般競争入札(電気工事、北部管内、A等級) 1回目入札で4者中1者が予定価格超過、3者が最低制限価格未満、2回目入札で1者中1者が予定価格超過となり、予定価格範囲内の入札がないため取りやめ。 以上により、再度の入札に付し落札者がいないたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、再度の入札において最低額を入札した左記相手方から見積りを徴し、随意契約を締結。	・債務によ る複数年 契約 ・特命随意 契約

_									
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	施設建築課	県営新川団地 建替工事(第4 期・機械)	令和6年3 月29日	176,996,100	(株)日建興業·(有)東洋工業 特定建設工事共同企業体 ①(株)日建興業 ②(有)東洋工業	①沖縄県石垣市字新川 2460の16 ②沖縄県石垣市字大川 1367番地の1	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第8号	本工事は、以下のとおり、入札不調、不落となった経緯がある。 令和6年1月31日 一般競争入札(管工事、八重山土木事務所管内、代表構成員A等級) 1回目入札で1者中1者が最低制限価格未満のため全者失格となり、入札取りやめ。 令和6年3月7日 一般競争入札(管工事、沖縄内、代表構成員A等級) 1回目入札で2者中2者が予定価格超過、2回目入札で2者中2者が予定価格超過、3回目入札で2者中2者が予定価格超過となり、予定価格範囲内の入札がないため取りやめ。 当該工事は、建築、電気、機械に分離発注した3年債務予算で発注しており、本工事を本年度内に契約できない場合は、関連エ事を中止しなければならず、事業全体のスケジュールに大幅な遅れが生じることになるため、次回の公告入札手続きを行う時間的余裕がない。	<ul><li>・債務</li><li>による契約</li><li>・特約</li></ul>
9	北部土木事務所	令和6年度 性能規定型道路除草等業務委託(北部管内)	令和6年3 月29日	29,348,000	北部造園土木(株)	沖縄県宜野座村字惣慶 1514	第167条の2 第1項第2号	本業務は、良好な沿道景観の形成に向けて、 民間事業者の有するノウハウや創意工夫により除草作業の効率化や美観維持を図るため、 性能規定型の植栽維持業務を試行するものであり、企画競争型随意契約とした。 参加を公募したところ1者から応募があり、技 術提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記の者の提案が最も優れており、受 託者として適当であると認められたため、契約の相手方として選定した。	プロポー ザル方式

									<del></del>
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	   契約の相手方の名称 	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
10	北部土木事務所	北部管内植栽 管理業務委託 (R6-2)	令和6年3 月27日	4,666,200	社会福祉法人 豊饒会	本部町字渡久地493番地 の1		施設に該当し、過去の業務実績もあることから、障害者の就労支援を目的として契約の相手方として選定した(障害者福祉施設では当会のみ参加要請があった)。	特命随意 契約
11	北部土木 事務所	北部管内植栽 管理業務委託 (R6-3)	令和6年3 月27日	2,390,850	公益社団法人 名護市シ ルバー人材センター	名護市大中二丁目12番1 号		「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第5条に基づき、地方自治体は高齢者等への就業の機会の確保のために必要な施策を推進するよう努めなければならない、とあり、過年度の実績もあり、過去の業務実績もあることから、契約の相手方として選定した(同法で規定されたシルバー人材センターは北部管内では名護市シルバー人材センターのみ)。	特命随意 契約
12	北部土木 事務所	業務用車両等 賃貸借契約	令和6年2 月26日	1,343,232	株式会社 しんれんリー ス	那覇市久茂地3丁目2番 2号	第167条の2 第1項第6号	本契約は、車両の再リース契約であり、現に リース契約を行っている業者以外との契約が できないため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
13	中部土木事務所	県道20号線 (泡瀬工区)橋 梁整備工事(桁 製作設備損料 その8)	3月25日	46,948,000	コーアツエ業(株)・沖縄 ピーシー(株)JV	①沖縄県浦添市宮城2丁 目17番2号 ②沖縄県沖縄市海邦町3 番地27	第167条の2 第1項第2号	桁製作設備は事業完了まで全セクメントを製作するために必要な設備であり、本橋梁建設のために製作した特殊仕様となっている。本工事は、セグメント製作のための機械経費について、設備を設置したコーアツ工業・沖縄ピーシー(株)JVと継続して契約しなければならない。上記の理由により、当該業務の性質が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する競争入札に適さないものに該当し、コーアツ工業(株)・沖縄ピーシー(株)JVと随意契約を行った。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
14	中部土木	砂防事業等技 術審査支援業 務委託(R5- 1)	2月13日	1,353,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	技術審査支援業務は「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式において、競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。本業務の申請書の審査にあっては、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。このため、工事受注者等と利害関係のない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。(公財)沖縄県建設技術センターは、社会資本整備などへの支援により県民福祉の増進にの出損により設立されており、十分な知識・経験を有することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立されており、十分な知識・経験を有するできる体制が整備されていることの保持を確保できる体制が整備されていることから、随意契約を締結した。	特命随意 契約
15	中部土木	港湾事業等技 術審査支援業 務委託(R5 – 1)	2月14日	979,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	技術審査支援業務は「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式において、競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。本業務の申請書の審査にあっては、合理的かつ公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。このため、工事受注者等と利害関係のないあっため、工事受注者等と利害関係のないあった機関において業務を実施する必要がある。(公財)沖縄県建設技術センターは、社会資におり、競争入札に適さない。(公財)沖縄県建設技術センターは、社会資に公財)沖縄県建設技術センターは、社会資に公財)沖縄県建設技術センターは、社会資に公財が登場であるとを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立されており、十分な知識・経験を有することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立されており、十分な知識・経験密の保持を確保できる体制が整備されていることがら、随意契約を締結した。	特命随意 契約

単位·円

									単位:円
No.	担当課	   契約の名称	契約日	契約金額	   契約の相手方の名称 	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
16	中部土木事務所	中城湾港(新港 地区)風向風速 計観測システ ム保守点検業 務委託(R6)	3月29日	3,630,000	(株)琉電コントロール	沖縄県宜野湾市我如古4 22-1		風向風速計は気象庁の検定(5年毎)を受けた精密な機器であり、保守点検に必要な特別なノウハウ(点検機器の保有を含む)を有していなければならない。特に令和6年度は設置から5年を経過していることから検定を受ける必要がある。また、台風通過後に迅速なメンテナンス対応ができる者でなければならない。当該業者は沖縄気象台や空港及び港湾等の風向風速計機器の保守点検業務を実施している県内唯一の者であることから、随意契約を締結した。	特命随意
17	中部土木 事務所	天願川可動堰 の操作等に関 する委託業務 (R6)	3月28日	649,000	うるま市	沖縄県うるま市みどり町 1 — 1 — 1			特命随意 契約

									単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	   契約の相手方の名称 	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
18	中部土木事務所	幸地インター線 総合的技術支 援業務委託(R 5-4)	3月28日	18,337,000	(公財)沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事を発注するとは、工事監督を決定する。とは、工事監督を表注する代である。とは、工事監督を表注を表示を実施を実施のののでは、大力を実施を表述を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	特命随意 契約
19	中部土木事務所	維持管理事業 技術審査支援 業務委託(R5)	令和6年1 月10日	605,000	公益財団法人沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総合評価落札方式による発注関係事務(技術審査)である。本業務の内容は、発注資料作成[公告文(案)、入札説明書(案)]及び入札参加者から提出される技術の分析・整理、ヒアリング(記録作成であり、発注・入札情報に接することとなる。(公財)沖縄県建設技術センターは、建設事業の復興発展に寄与することを目的として、対別発展に寄与するととを目的として財団をある。このような趣旨で設立された(公財)沖縄県建設技術センターは、十分な知識・経験である。このような趣旨で設立された(公財)沖縄県建設技術センターは、十分な知識・経験をのような趣旨が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結した。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20		橋梁補修事業 技術審査支援 業務委託(R5)	令和6年1 月18日	572,000	公益財団法人沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく創業評価落札方式による伊計平良川線平安座海中大橋補修工事(R5)の発注関係事務(技術審査)である。本業務の内容は、発注資料作成及び入札参加者から提出される技術資料の分析・整理であり、発注工事情報に接することとなるため、建設コンサルタント等を対象とした競争入札には適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結した。	特命随意 契約
21		公園事業等技 術審査支援業 務委託(R5- 1)	令和6年2 月1日	1,650,000	公益財団法人沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	技術審査支援業務は「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式において、競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。本業務の申請書の審査にあっては、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。このため、工事受注者等と利害関係のない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。(公財)沖縄県建設技術センターは、社会資本整備などへの支援により県民福祉の増進にあり、対策により設立されており、十分な知談・経験を有することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立されており、十分な知談・経験を有することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立されており、十分な知談・経験を有する職員が配置され、法令順守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、随意契約を締結した。	特命随意 契約

									単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
22	中部工不	道路事業技術 審査支援業務 委託(R5-2)	令和6年2 月13日	913,000	公益財団法人沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	技術審査支援業務は「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式において、競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。本業務の申請書の審査にあっては、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。このため、工事受注者等と利害関係のない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。(公財)沖縄県建設技術センターは、社会資本整備などへの支援により県民福祉の増進におり、競争入札に適さない。(公財)沖縄県建設技術センターは、社会資本整備などへの支援により県民福祉の増進におり、競争入札に適さない。(公財)沖縄県建設技術センターは、社会資本を備などへの支援により県民福祉の増進におり、競争入札に適さない。	特命随意 契約
23		道路事業技術 審査支援業務 委託(R5-2)	令和6年1 月10日	1,793,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総合評価落札方式による発注関係事務(技術審査)であり、発注・入札情報に接することとなるため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない業務である。 (公財)沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。 センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、センターと随意契約を締結するものである。	特命随意 契約